

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「生活環境の充実、整備に貢献することを社会的使命とする」という経営理念の下、水処理を基軸とした企業活動を通じ、社会への貢献を目指しております。

この実現に向け、当社は経営環境や企業規模、事業領域の変化に応じて、これらに適切に対応する企業統治の実現を目指し、経営体制の改善、企業価値の向上に努めることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

また、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則への対応としては、以下の通りとなります。

[株主の権利・平等性の確保]

当社では、常に株主の権利が実質的に確保されるよう法令等に従って適切に対応していくとともに、情報の適時開示により、株主がその権利を適切に行使できる環境作りに努めております。

今後もこの考え方に則り、株主総会招集通知の早期発送やWEB開示を継続するとともに、少数株主にも配慮した株主の実質的な平等性の確保を図ってまいります。

また、政策保有株式については、保有目的に照らし、定期的に保有の適否の検証を行ってまいります。

[株主以外のステークホルダーとの適切な協働]

当社では、経営理念に基づいた企業活動の下、持続的成長と企業価値の中長期的な向上を目指しております。その実現に向け、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会の方々などの各ステークホルダーの立場尊重と、それらの方々との健全で良好な関係維持のための対応姿勢などを水道機工グループとしての「企業倫理・法令遵守行動規範」に定め、各ステークホルダーとの適切な協働に努めております。

[適切な情報開示と透明性の確保]

当社では、会社法、金融商品取引法等の関連法令ならびに、東京証券取引所適時開示規則に従って情報開示を行っております。

さらに、当社ホームページへの財務ハイライト、事業報告書ならびにその他の非財務情報などの掲載により、当事業の状況を正確かつ分かりやすく情報開示することを心がけております。

今後も、適切な情報開示は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を行う上での重要な基盤との認識の下、より分かりやすく、有益な情報提供に努めてまいります。

[取締役会等の責務]

当社では、取締役会において、会社法及び取締役会規定に基づいた重要な決議の他、企業戦略、中期経営計画等の大きな方向性を決定しております。

また、現在「監査等委員会設置会社」として、取締役(監査等委員)が取締役会に出席し、議決権の行使及び意見の表明を行い、健全かつ透明性の高い経営を維持する体制をとっております。

なお、定期的に取締役会の実効性評価を行い、その評価結果の共有ならびに更なる向上への取り組みを行っております。

[株主との対話]

当社では、財務・業績状況等に関する情報を法令遵守ならびにIR活動の観点から適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等からの個別の質問等については誠実に対応し、重要な意見については取締役会で共有するなどして、株主・投資家等との建設的な対話を充実させるよう努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	2,191,000	51.00
水道機工共栄会	176,780	4.11
MSIP CLIENT SECURITIES	167,100	3.88
株式会社みずほ銀行	120,800	2.81
株式会社電業社機械製作所	93,400	2.17

森永 忠輔	72,800	1.69
株式会社品川鐵工場	68,719	1.59
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	56,500	1.31
横手産業株式会社	54,496	1.26
株式会社データベース	47,800	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	東レ株式会社（上場：東京）（コード） 3402

補足説明	
------	--

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社や東レグループ企業との間に取引関係がありますが、少数株主保護の観点から、取引条件は市場での実勢を勘案し、協議により決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は、東レ株式会社であり、当社議決権の51.2%（平成30年3月31日現在）を所有しております。当社とは、平成14年9月の水処理事業に関する資本・業務提携契約の締結以来、平成16年9月には東レグループの国内水処理システムプラント事業を当社へ移管・統合するなど、同事業分野での協力関係を構築してまいりました。

当社は、今後も親会社との協力関係を強化する方針ですが、当社は東レグループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」であることから、東レグループ企業との事業の棲み分けがなされております。

また、親会社や東レグループ企業からの役員就任や出向者の受入れは、当社の経営体制ならびにガバナンスの強化や技術・製品情報の交換を目的としたものであり、当社独自の経営判断を妨げるものではないことから、上場企業としての一定の独立性を保っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千田一夫	他の会社の出身者								△			
重松 直	他の会社の出身者		△	△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千田一夫	○	○	----	同氏は、社外での豊富な取締役経験ならびに監査役経験を有しており、当社の監査・監督業務強化のため、選任しております。 また、同氏は長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、当社の独立役員に指定しております。
重松 直	○		----	同氏は、株式会社東レシステムセンターの代表取締役会長を歴任された経験から、経営全般における幅広い知識と見識を有しており、当社の監査・監督業務強化のため、選任しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
以下の体制としていることから、職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。 1) 監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めたときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。 2) 監査等委員会の監査の支援のために、法務審査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。 3) 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、法務審査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置している。	

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
(監査等委員会と会計監査人の連携状況) 監査等委員会と会計監査人との連携状況につきましては、監査体制・計画の説明ならびに監査・レビュー実施状況の報告をはじめ、各決算期における会計監査報告を受けるなど、相互連携に努めております。	
(監査等委員会と内部監査部門の連携状況) 内部監査部門として、法務審査室 (2名) を設置しております。 法務審査室は、監査等委員会の職務を補助するとともに、緊密な情報交換を行い、相互の連携に努めております。	

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、月例定額報酬、賞与及び役員退職慰労金から構成されており、現在インセンティブ付与は実施しておりません。取締役の業績向上意欲をより高める観点からも、報酬体系については、監査等委員会の意見を参考に引き続き検討を重ねてまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期の取締役への報酬額は以下の通り。

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役(監査等委員を除く)	69百万円	4名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13百万円	1名
社外役員	5百万円	2名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定は、役員の役職等に基づく内規や業績等を総合的に勘案し、決定しております。
なお、平成28年6月29日開催の第112回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬総額は、年額2億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、取締役(監査等委員)の報酬総額は、年額5,000万円以内と決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対するサポート体制については、取締役会事務局である総務部が行っております。当事務局においては、取締役会の開催日程通知ならびに会議資料の事前配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会及び監査等委員会の状況)
当社は、最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針や重要事項を審議決定するとともに、業務執行に関する事項の報告を行っております。また、代表取締役社長、取締役(監査等委員を除く)及び理事によって構成される経営会議を原則月2回開催し、迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって、取締役会を補完する機能を果たしております。
当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役(監査等委員)は、取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するほか、工場や現場の実査等を通じて取締役(監査等委員を除く)の業務執行状況及び法令遵守の監視を目的として厳正な監査を行っております。

(会計監査の状況)
会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく定期的な会計監査を受けております。平成30年3月期において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は下記のとおりです。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他21名であります。
指定有限責任社員 業務執行社員 打越 隆
指定有限責任社員 業務執行社員 中野 強

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会の体制につきましては、現状の企業規模や事業領域に照らした上でのガバナンス実行と、意思決定の迅速化の実現による効率のかつ機動的な業務執行において最適な体制であると認識しております。
なお、従来からコーポレート・ガバナンスの質を高めるべく体制の構築に取り組んでまいりましたが、今後、国内外での市場競争において優位に事業展開を進めるために、迅速な意思決定を通じ効率的かつ機動的な業務執行を行えるように、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限以前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	(1) 株主総会招集通知。 (2) 有価証券報告書及び四半期報告書、決算短信及び四半期決算短信、その他適時開示資料等。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経理部においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーへの姿勢と立場の尊重を掲げ、健全で良好な関係の維持に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001に基づく事業活動をしております。また、CSR活動についてはCSR・法令遵守・人権委員会を通じ、グループ全体で推進活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーとの良好なコミュニケーションを掲げ、会社情報を適切かつ公正に提供することを周知徹底しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、「生活環境の充実、整備に貢献することを社会的使命とする」という経営理念の実現に向け、「企業倫理・法令遵守行動規範」を定め、当社グループの取締役及び使用人一人ひとりがこれを遵守することを企業活動の基本とし、これにより、顧客満足を実現し、社会から信頼を獲得することを基本的な考え方としております。

2. 整備状況

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範（以下、「企業行動規範」という）を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - 2) CSR・法令遵守・人権委員会を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。
 - 3) 事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、管理部門に内部監査を担当する法務審査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。
 - 4) 取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規定に基づき文書の作成、保存及び廃棄を行う。
 - 2) 個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 事業部等の部門責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。部門責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
 - 2) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役社長、取締役（監査等委員を除く）及び理事によって構成される経営会議を原則月2回開催し、迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。
 - 2) その他効率的な意思決定が可能となるよう決裁権限関連規程を制定し、取締役会及び経営会議で審議・承認されるべき事項、ならびに担当取締役（監査等委員を除く）等に委任される事項を規定している。
- (5) 会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - 2) 子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社として親会社の承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。
 - 3) 子会社の取締役及び監査役を兼務する取締役及び使用人は、子会社取締役会への出席、定例の実査の実施、当社法務審査室と子会社管理部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款ならびに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
 - 4) グループ内取引については、必要に応じ法務審査室が審査する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めたときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。
 - 2) 監査等委員会の監査の支援のために、法務審査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
 - 3) 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、補助使用人ならびに法務審査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置する。
- (7) 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項
補助使用人ならびに法務審査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
 - 2) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがある時、取締役（監査等委員を除く）及び使用人による違法または不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査等委員会に報告する。
 - 3) 取締役（監査等委員を除く）及び部門責任者は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当部門のリスク管理体制について報告する。
 - 4) 内部通報制度等を通じて監査等委員会へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処する。
 - 5) 上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
 - 2) 代表取締役社長と取締役（監査等委員）との定期的な意見交換会を開催し、また法務審査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 取締役（監査等委員）の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査等委員会の意見を尊重して適切に負担を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の取締役及び使用人が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応を行い、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わないことを基本方針としております。

2. 整備状況

総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。また、上記の基本方針を明記した「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を作成し、取締役及び使用人に配布するなど周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針
当社は、ステークホルダーに対して適時適切な会社情報を提供するため、金融商品取引法をはじめとする関連法規ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、正確で公平な適時開示に努めております。また、開示前の情報管理を徹底するため、社内において「内部者取引管理規定」を定め、当社及び子会社に関する重要情報の管理を行っております。
2. 情報開示責任者と担当部門
当社における情報開示責任者は、管理部門担当役員であり、情報開示担当部門は、経理部となっております。
3. 適時開示に係る社内体制
適時開示規則に定める「決定事実に関する情報」や「決算に関する情報」については、当社の取締役会における承認・決議後、速やかに開示しております。
また、適時開示規則に定める「発生事実に関する情報」については、当社及び子会社において事象の発生が予測される場合または認識を行った時点において、適時開示規則に基づく開示の必要性や重要性について検討を行い、開示が必要と判断した場合には、管理部門担当役員及び代表取締役社長へ開示内容の報告を行い、承認後、速やかに開示しております。
なお、開示資料の作成については情報開示担当部門である経理部を中心に行っておりますが、必要に応じて総務部との協議、あるいは情報を所有する関係部門と連携の上、正確な開示資料の作成に努めております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、添付の図に示す通りであります。

以上

